

# 第1章 計画の策定

## ● 策定の趣旨

私たちが住む地球の恵み豊かな自然と環境は、長い歴史の中で様々な生態系が微妙なバランスを維持することによって造られたものであり、この恵沢は次世代に引き継がなければなりません。しかし、人類の成長とともに、現代社会がより良い生活を目指した結果、環境への負荷が増大し、近年では地球温暖化といった地球規模での環境問題に直面しています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、廃棄物問題、河川や海の水質汚濁、自動車の排気ガス等による大気汚染などの問題を生じさせ、社会経済の持続可能な発展に支障を来たすおそれがあります。更には、地球温暖化の影響によるものと考えられている異常気象やそれに伴う自然災害も私たちの生活からは切り離せない問題となっています。

こうした中、国においては、循環型社会の実現に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法などに基づく取組が進められてきました。また、「21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）」において「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を世界から地域まで広い視野の下に、強力に展開することとされたところです。

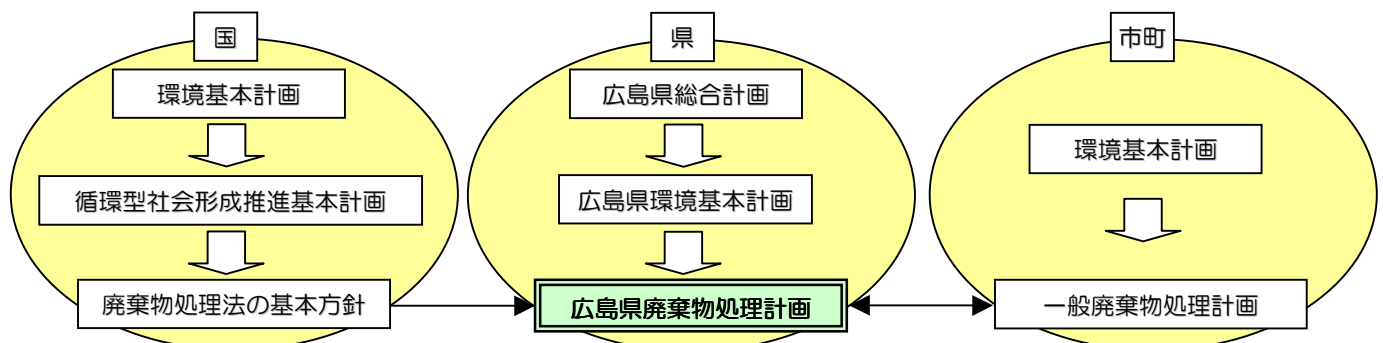
本県においては、平成15年3月に策定した第1次広島県廃棄物処理計画（第1次計画）において、廃棄物の減量化目標を定め、各種の廃棄物対策に取り組んできました。

廃棄物処理を取り巻く現況は年々変化しており、これまでの県民、事業者や行政の取組、第1次計画の評価、産業廃棄物埋立税の効果や各種リサイクル法の動向などを踏まえ、循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第2次広島県廃棄物処理計画（第2次計画）を策定しました。

## ● 計画の位置づけ

○廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画です。

○広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、廃棄物対策の基本となる計画です。



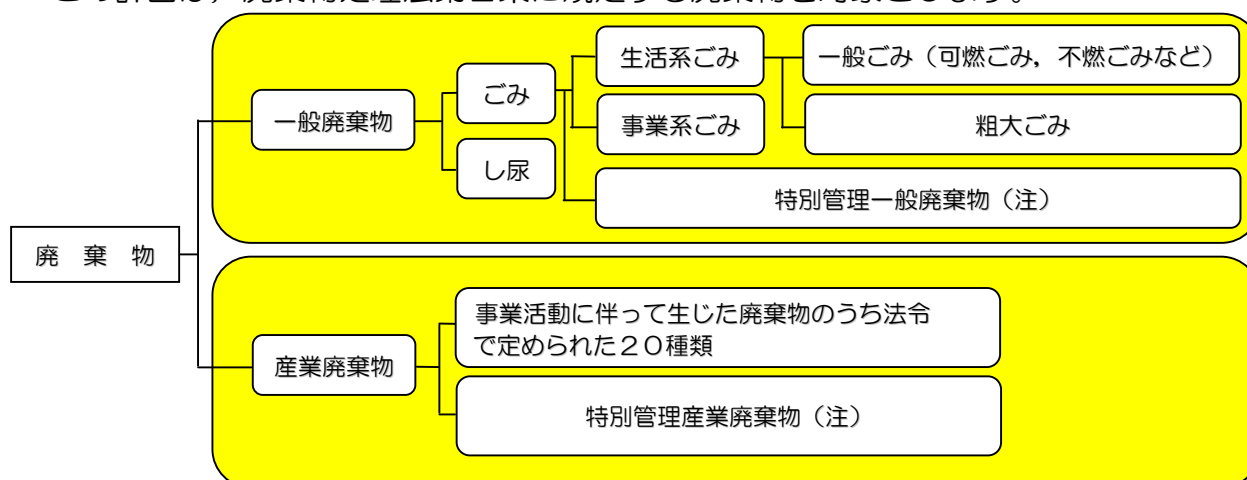
● 目指すべき循環型社会の姿

大量生産，大量消費，大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し，できる限り廃棄物の発生を抑制し，再使用，再生利用及び熱回収を進めた上で，残った廃棄物については，環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。

また，この循環型社会の実現を目指す取組は，地球温暖化防止対策にも資するものです。

● 計画の対象

この計画は，廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



(注) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち，爆発性（揮発油類，灯油類等），毒性（廃PCB，廃石綿等），感染性その他，人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

● 計画の期間

この計画の期間は，平成19年度から平成22年度までの4年間とし，平成22年度を目標年度とします。

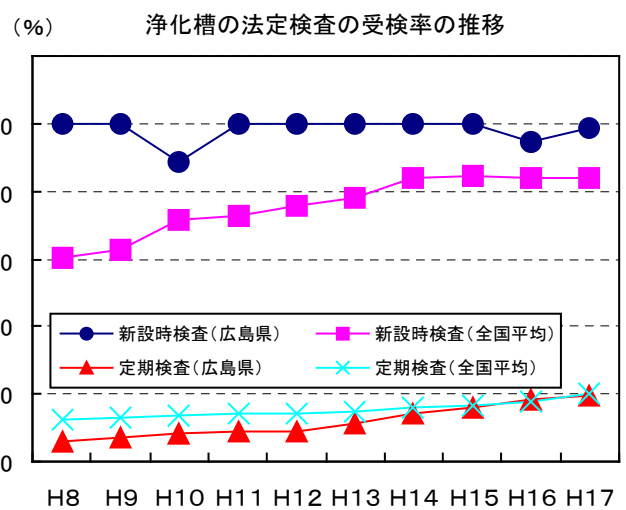
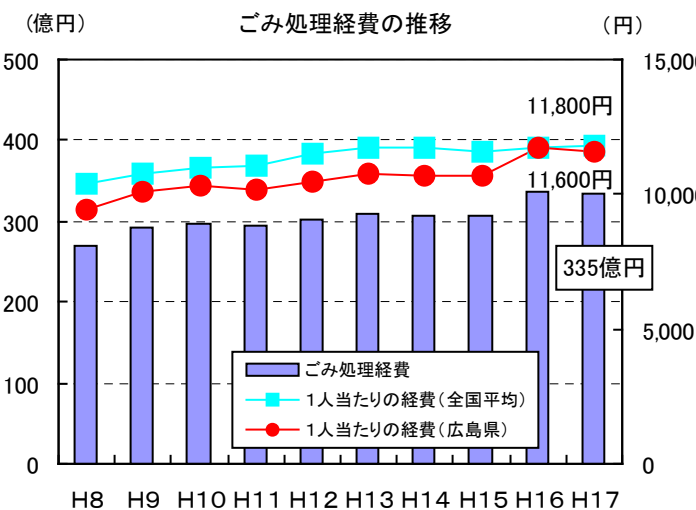
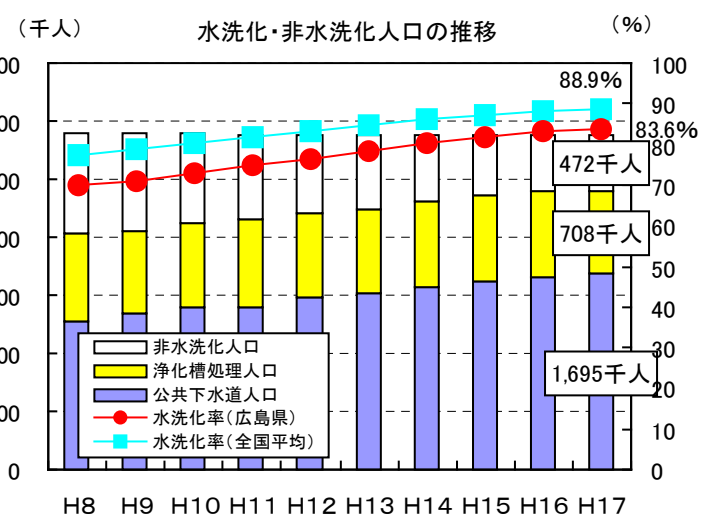
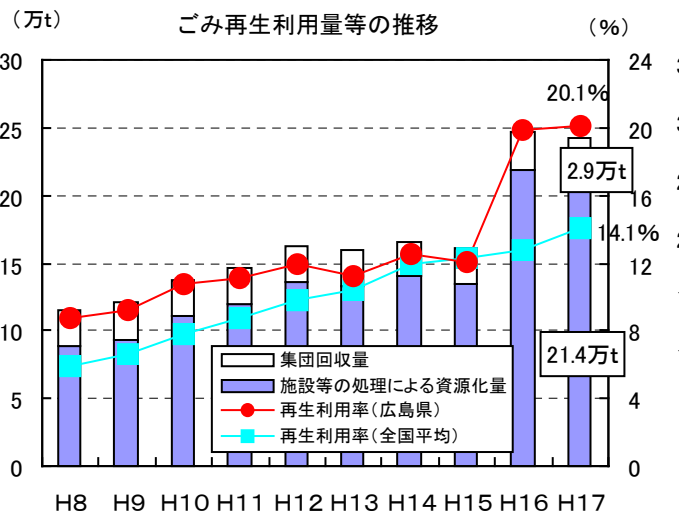
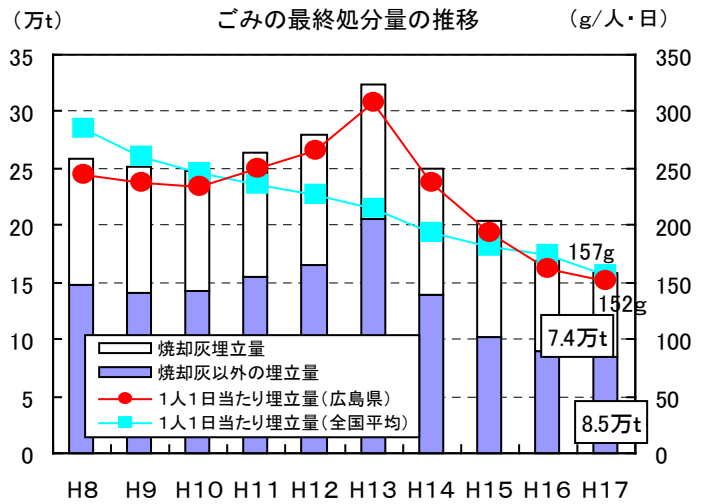
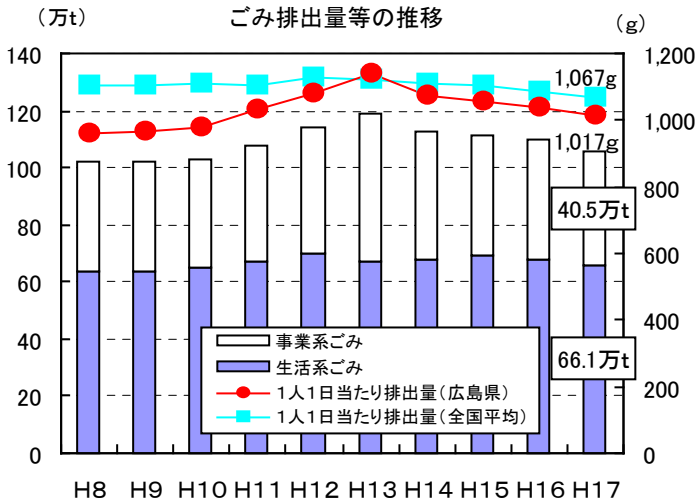
● 廃棄物処理計画と市町計画との関係

市町は，廃棄物処理法により，区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに，一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため，市町は，一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく分別収集計画を策定し，一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。

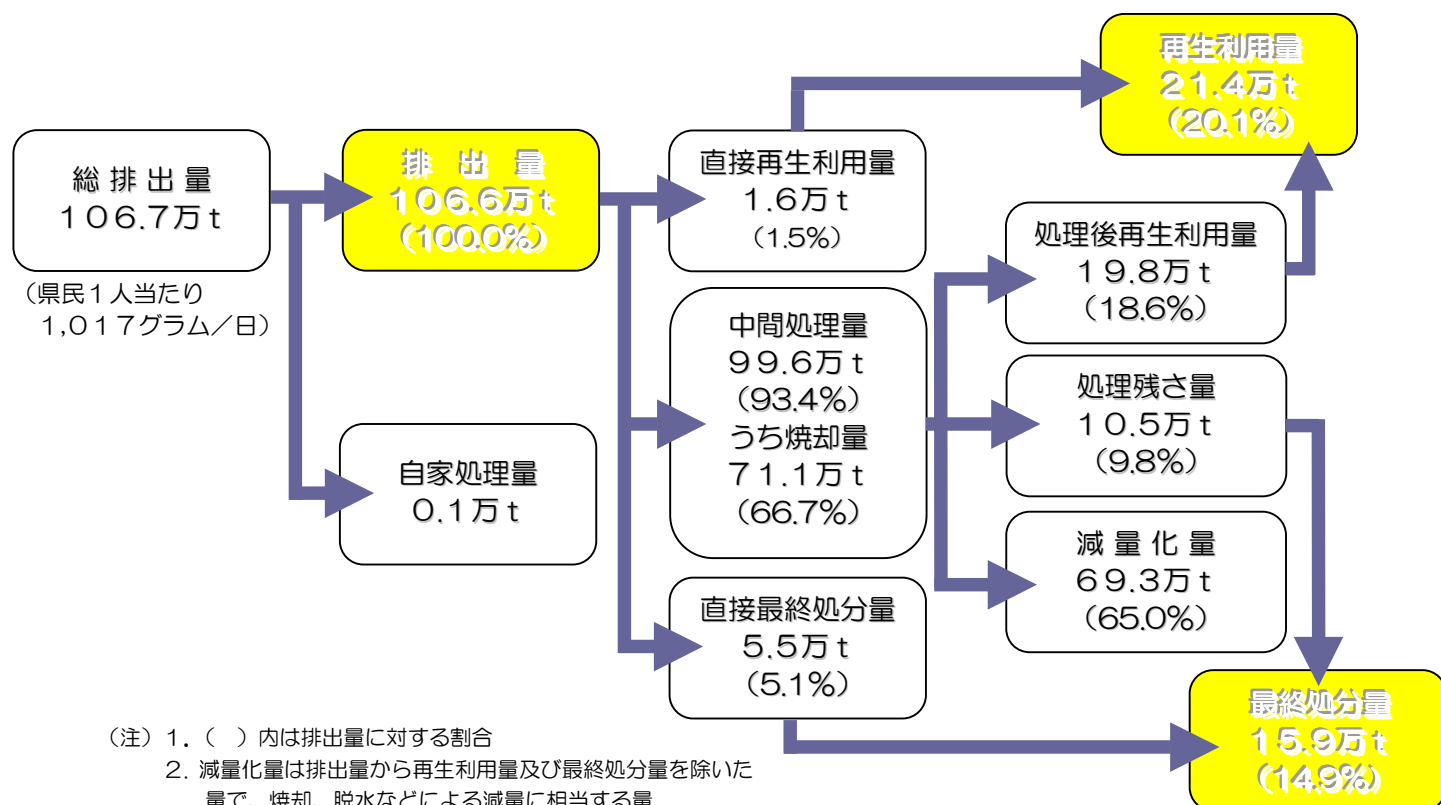
この廃棄物処理計画は，市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。

# 第2章 廃棄物処理の現状

## 一般廃棄物



● 一般廃棄物の処理の流れ（平成17年度）



○ごみ排出量及び最終処分量は、減少傾向にあります。

○再生利用量は、容器包装廃棄物のリサイクル、焼却灰の有効利用、RDF\*の製造量の増加に伴い、大幅に増加しています。

○ごみ処理経費は、ごみ処理方式の高度化や分別収集区分の細分化などに伴い、増加傾向にあります。

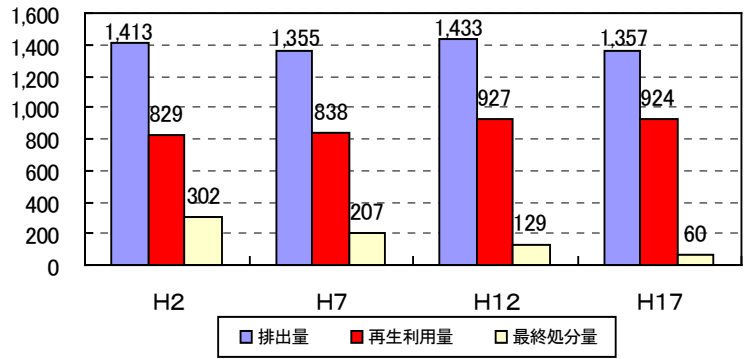
○水洗化率は、公共下水道及び浄化槽の整備に伴い、年々上昇していますが、全国平均に比べると低い状況にあります。

○浄化槽の法定検査の受検率は、新設時検査については、ほぼ100パーセントですが、定期検査については、19.4パーセントと低い状況にあります。

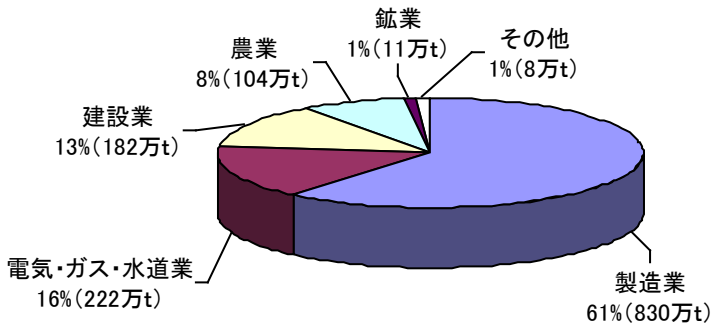
※RDF（ごみ固形燃料）：ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形した固形燃料のこと。

# 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量等の推移 (万トン)



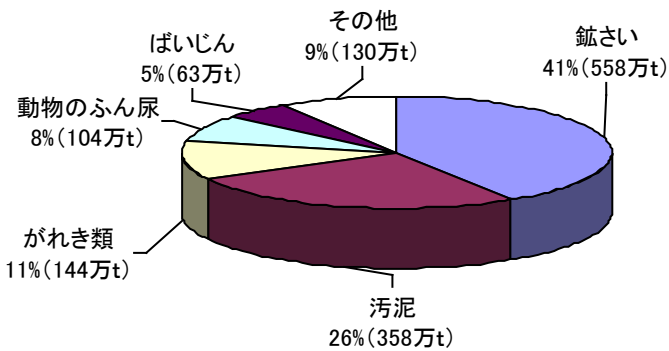
業種別排出量 (平成17年度)



**【業種別排出量の特徴】**

- 1位 製造業……………61% (830万トン)
  - 2位 電気・ガス・水道業…16% (222万トン)
  - 3位 建設業……………13% (182万トン)
- 上位3業種で排出量全体の90%を占めている。

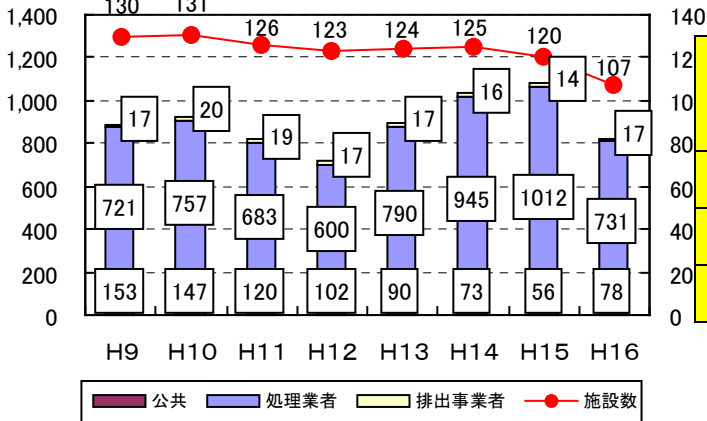
種類別排出量 (平成17年度)



**【種類別排出量の特徴】**

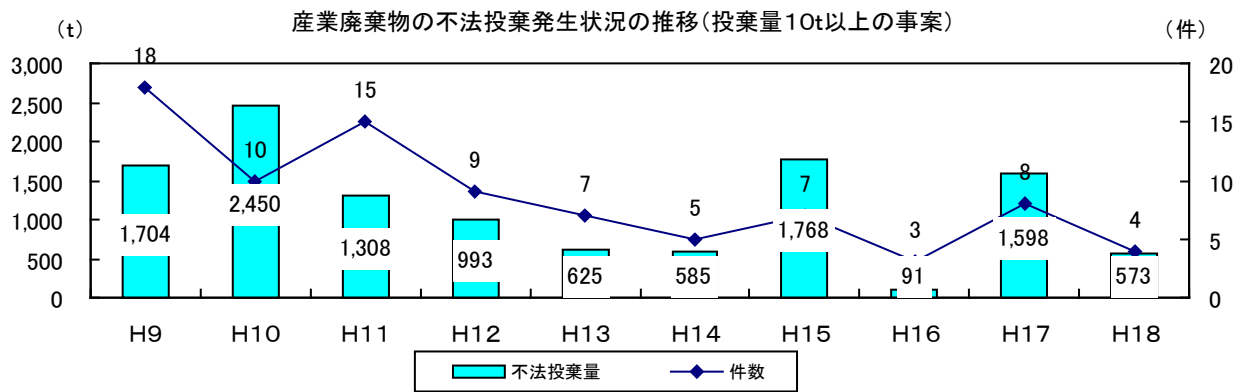
- 1位 鉱さい……………41% (558万トン)
  - 2位 汚泥……………26% (358万トン)
  - 3位 がれき類……………11% (144万トン)
  - 4位 動物のふん尿…………… 8% (104万トン)
- 上位4種類で排出量全体の86%を占めている。

最終処分場の施設数及び残余容量 (施設数)

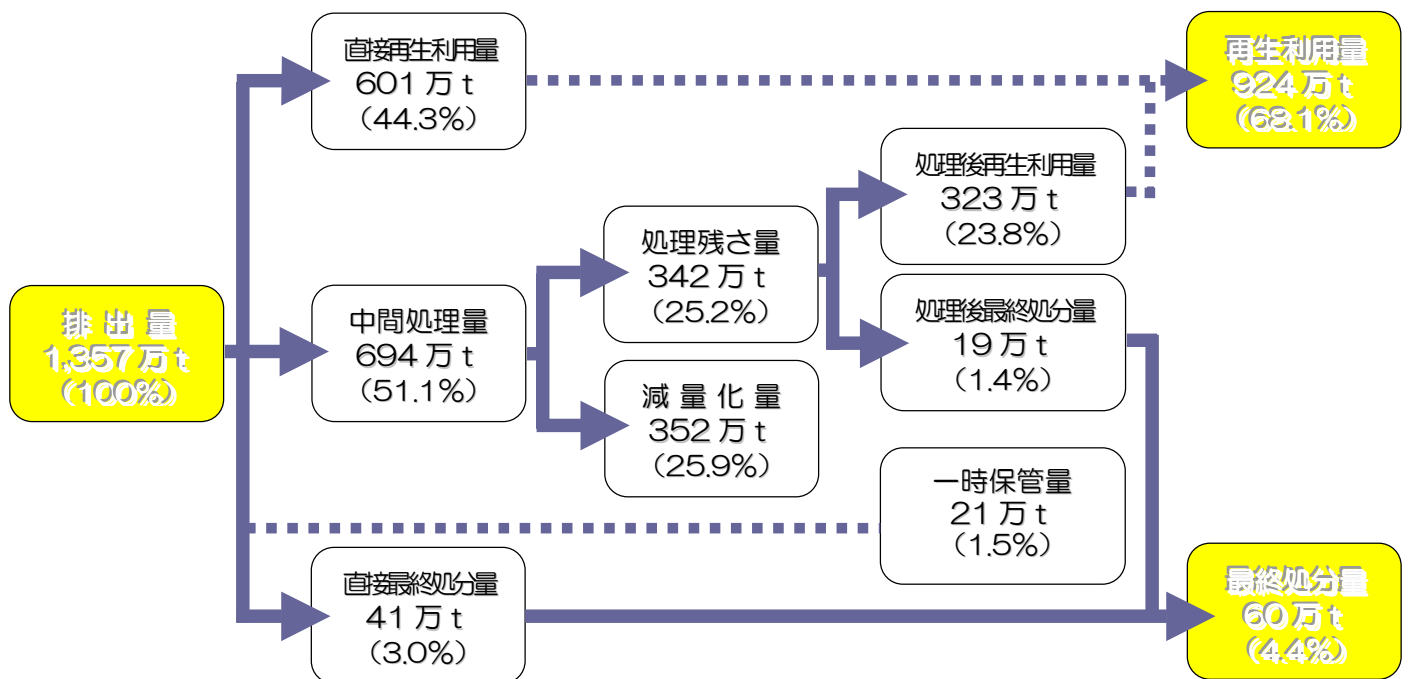


最終処分場の設置等状況 (平成16年度末現在)

設置主体	施設数				残余容量 (万m <sup>3</sup> )				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	6	67	1	74	6	488	15	509	8.3
管理型処分場	9	22	2	33	11	243	63	317	8.4
計	15	89	3	107	17	731	78	826	8.4



● 産業廃棄物の処理の流れ (平成17年度)



(注) ( ) 内は排出量に対する割合

- 廃棄物は依然として大量に排出されています。
- 最終処分量は減少していますが、最終処分場の新規立地が極めて困難となっているため、残余容量が逼迫(残余年数8.4年)しています。
- 不法投棄量が、平成15・17年度には1,000トンを超えるなど、年度によっては大規模な事案が発生しています。

## 第3章 第1次計画の評価

### ● 減量化目標の達成状況

第1次計画では、平成18年度を目標年度として、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成17年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

第1次計画の減量化目標（一般廃棄物）

単位：万トン

区分	平成12年度 実績		平成17年度 実績			平成18年度 計画目標		達成状況
		割合	割合	計画 目標比		割合		
排出量	113.5	—	106.6	—	+4.5%	102.0	—	達成は微妙
再生利用量	13.6	12.0%	21.4	20.1%	+7.0%	20.0	19.6%	既に達成
最終処分量	28.0	24.7%	15.9	14.9%	▲0.6%	16.0	15.7%	ほぼ達成

○排出量：排出量の減少量が少ない要因としては、生活系ごみの指定袋化制度の導入や住民の意識啓発を通じて排出量が減少したものの、野外焼却の禁止やダイオキシン規制の強化に伴う事業所の焼却炉の廃止などによる排出量の増加が影響していると考えられます。

○再生利用量：容器包装リサイクル法による取組の拡大やRDF化事業の開始によるものです。

○最終処分量：中間処理による減量化及び再生利用量の増加によるものと考えられます。

第1次計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万トン

区分	平成12年度 実績		平成17年度 実績			平成18年度 計画目標		達成状況
		割合	割合	計画 目標比		割合		
排出量	1,433	—	1,357	—	▲9.2%	1,494	—	既に達成
再生利用量	927	64.7%	924	68.1%	▲4.2%	965	64.6%	再生利用率は達成
最終処分量	129	9.0%	60	4.4%	▲21.1%	76	5.1%	既に達成

○排出量：今後の経済動向を踏まえ、本県が「ものづくり」県として発展することにより、廃棄物の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

○再生利用量：再生利用量が概ね横ばいとなった要因としては、再生利用量の多かった鉱さいの排出量の大幅な減少があげられます。

○最終処分量：産業廃棄物埋立税や各種リサイクル法の施行など各施策の相乗効果により、再生利用率が向上したのと考えられます。



● 産業廃棄物埋立税の導入効果

産業廃棄物埋立税活用事業一覧

事業名 (H15~18年度)	主な効果・実績 (H15~17年度)
<b>リサイクルの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル関連研究開発費助成事業</li> <li>・リサイクル施設整備費助成事業</li> <li>・循環型社会形成推進機能強化事業 (H17~)</li> <li>・資源循環広域システム構築事業</li> <li>・リサイクル製品使用促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル研究開発事業化件数1件 (廃プラ連続油化装置の製品化) その他事業化の見込み5件</li> <li>・リサイクル施設整備12社に助成 (整備済の処理能力10万t/年)</li> <li>・県工事における登録リサイクル製品の使用量平成16・17年度 計271,870t</li> </ul>
<b>廃棄物対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視体制強化事業</li> <li>・産業廃棄物処理業者情報公開支援事業</li> <li>・電子マニフェスト推進事業 (H18)</li> <li>・アスベスト溶融技術実証事業 (H18)</li> <li>・地域廃棄物対策支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官等からなる不法投棄対策班の設置</li> <li>・産業廃棄物処理施設へのライブカメラ等の設置による運転管理状況の公開</li> <li>・市町への不法投棄対策経費の助成</li> </ul>
<b>自主的環境活動の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業</li> <li>・環の応援団支援事業 (H15~16)</li> <li>・環の応援団サポーター養成支援事業 (H16~17)</li> <li>・環境学習推進事業 [モデル校事業] (H16~17)</li> <li>・こどもエコクラブ支援事業 (H17)</li> <li>・循環型社会形成推進事業 (H17)</li> <li>・環境学習指導者養成支援事業 (H17~18)</li> <li>・環の応援団サポーター養成・実践モデル事業 (H18)</li> <li>・大学間ネットワーク活用事業 (H18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろしま地球環境フォーラムと連携した事業者向けセミナーの開催</li> <li>・テレビ局と連携した廃棄物抑制啓発広報の実施 (6月：環境月間, 10月：3R推進月間)</li> <li>・廃棄物抑制等に係るモデル的取組への支援</li> <li>・学校教員や環境保全アドバイザー等指導者を対象にした研修会の実施</li> <li>・環境学習モデル校への支援</li> <li>・こどもエコクラブ交流会の実施</li> <li>・循環型社会形成推進大会の開催</li> <li>・県内大学生等の自主的環境活動への支援</li> </ul>

○産業廃棄物の排出抑制を図るため、平成15年4月から産業廃棄物埋立税制度を導入し、その税収を活用して積極的に各種廃棄物施策を展開しました。

○また、計画目標を早期に達成していることから、産業廃棄物埋立税制度の導入は、各種リサイクル法の施行などの各種施策と相まって、産業廃棄物の抑制に一定の効果があったと考えられます。



## 第4章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理の徹底などこれまでの取組を一層強化するとともに、アスベスト廃棄物対策や在宅医療廃棄物対策、災害廃棄物対策など、新たな課題への適切な対応が求められています。

### ● 一般廃棄物

<b>発生抑制及び減量化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民、地域、事業者が一体となって、3Rの取組を推進する必要があります。</li><li>・一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。</li></ul>
<b>適正処理対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・焼却施設での施設内作業や解体作業におけるばいじん及び焼却灰等除去作業でのダイオキシン類ばく露防止対策を徹底する必要があります。</li><li>・在宅医療廃棄物など家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理について検討する必要があります。</li><li>・一般廃棄物処理施設等で事故が発生した場合の対応方法等を定めておく必要があります。</li><li>・海ごみの発生抑制、処理体制について検討が求められています。</li></ul>
<b>処理施設の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市町による焼却施設などのごみ処理施設を計画的に整備する必要があります。</li><li>・ごみのリサイクル及びエネルギーの回収・利用を考慮した施設整備の推進を図る必要があります。</li></ul>
<b>生活排水対策（し尿等）の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽の整備を計画的に推進する必要があります。</li><li>・住民に対し浄化槽の適正な維持管理や法定検査の受検促進について啓発する必要があります。</li></ul>
<b>災害廃棄物対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物について、周辺市町と相互に協力して処理する体制が求められています。</li></ul>

### ● 産業廃棄物

<b>発生抑制及び減量化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物の埋立抑制や3Rを推進するため、産業廃棄物埋立税制度を活用する必要があります。</li><li>・3Rの推進に当たっては①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に沿った取組やこれらの取組を進めるために必要な排出場所又は排出時点での分別の徹底を図る必要があります。</li></ul>
<b>適正処理対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・排出事業者に対し「排出事業者責任」を徹底するための啓発、指導に加え、自らが排出した廃棄物の処理状況を管理・把握できる、電子マニフェストの普及促進、導入に向けた支援などが必要です。</li><li>・処理業者に対し監視指導の更なる強化に加え、優良業者の育成などに取り組む必要があります。</li><li>・アスベスト廃棄物の適正処理体制の確保やPCB廃棄物の処理を円滑に推進する必要があります。</li><li>・広域的な処理体制の構築や環境改善活動などの自主的な取組を促進していく必要があります。</li><li>・産業廃棄物の広域移動について、不適正処理につながらないよう監視・指導を徹底する必要があります。</li></ul>
<b>処理施設の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導を行うとともに、特に、最終処分場にあっては、生活環境保全上の支障が生じないよう、埋立終了後の適正な維持管理に必要な費用の積み立て、廃止後の跡地の形質変更に係る適正な施工など、安全対策に係る指導を徹底する必要があります。</li><li>・民間処分場の設置が困難なため、これを補完する公共関与と処分場の整備を推進する必要があります。</li></ul>

## ● 不法投棄防止対策

- ・不法投棄事案は依然として発生しており、特に、土地造成を偽装して地中に埋め立てるなど、悪質化、巧妙化していることから、引き続き、不法投棄対策班等の活動を通して、未然防止、早期発見、早期解決の観点から対策を進めていく必要があります。

## ● 循環型社会の実現

### リサイクルの推進

- ・事業者の3Rに係る取組を支援し、自主的な取組を促進する必要があります。
- ・リサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに、付加価値の高いリサイクル製品の生産やリサイクルシステムの構築を支援し、地域におけるリサイクル産業を振興する必要があります。
- ・リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要があります。
- ・廃プラスチック類の燃料化などサーマル利用や廃棄物系バイオマスの利活用を推進する必要があります。
- ・最終処分率が高い又は再生利用率が低い産業廃棄物（建設汚泥、廃プラスチック類等）について、リサイクルの取組を進める必要があります。
- ・容器包装リサイクル法や食品リサイクル法など、各種リサイクル法に基づくリサイクルが円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者の調整に努める必要があります。
- ・家畜排せつ物について、適正処理から利活用に至る適切な手法を検討する必要があります。
- ・下水道普及率等の向上により増加傾向にある下水道汚泥や上水道汚泥について、リサイクルを進める必要があります。

### エコタウン構想の推進

- ・びんごエコタウン構想の具体化に向け、資源循環型産業の拠点となる「びんごエコ団地」の整備を進めるとともに、立地の促進を図る必要があります。

### 環境意識の向上及び自主的行動の推進

- ・廃棄物処理の諸課題を認識し解決するため、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な環境保全活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習・環境教育を積極的に進める必要があります。
- ・環境情報の適切な提供や県民、事業者、団体、行政等が連携した地域の取組を拡げていく必要があります。

### 県の率先した取組

- ・県民、事業者、団体、行政など幅広い主体による3Rの取組を促進するため、県自ら率先して、事務事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組んでいく必要があります。

# 第5章 減量化目標の設定

## ● 一般廃棄物（ごみ）

### 減量化目標

排出量の削減は、1人1日58g減らすことで達成できます。  
卵1個が58g相当！

○第1次計画の長期目標（平成22年度）を踏襲し、  
計画目標（平成22年度）として設定します。

#### 排出量

平成17年度に対して約10%削減

#### 再生利用量

平成17年度に対して約12%増加

#### 最終処分量

平成17年度に対して約18%削減

### 減量化目標の設定の考え方

#### 排出量の削減見込み

ごみ処理の有料化（生活系ごみの指定袋化，事業系ごみの有料化）や食品リサイクル法の取組の推進

#### 再生利用量の増加見込み

古紙類や容器包装などの分別収集の徹底

#### 最終処分量の削減見込み

容器包装などの分別収集や溶融スラグの利用促進

単位：万トン

区分	現 状 【平成17年度実績】		計画目標 【平成22年度】	
		割合		割合
排出量	106.6	—	(▲9.9%) 96	—
再生利用量	21.4	20.1%	(12.1%) 24	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	(▲18.2%) 13	13.5%

## ● 産業廃棄物

### 減量化目標

産業廃棄物埋立税の活用により，減量化目標の達成を加速します。

○排出量及び再生利用量については，将来推計結果が第1次計画の長期目標（平成22年度）  
を達成していることから，より厳しい計画目標を設定します。

○最終処分量については，第1次計画の長期目標（平成22年度）の最終処分量の割合を  
基に計画目標を設定します。

#### 排出量

平成17年度に対して増加量を約7%に抑制

#### 再生利用量

平成17年度に対して約8%増加

#### 最終処分量

平成17年度に対して約22%削減

### 減量化目標の設定の考え方

#### 排出量の増加見込み

将来推計値（H22年度：1,453万トン）の維持

#### 再生利用量の増加見込み

削減を目指す最終処分量の再生利用への転換

#### 最終処分量の削減見込み

長期目標の割合（3.2%）を維持するとともに，関係法令の目標や全国の平均的な処理レベルに削減

単位：万トン

区分	現 状 【平成17年度実績】		計画目標 【平成22年度】	
		割合		割合
排出量	1,357	—	(7.1%) 1,453	—
再生利用量	924	68.1%	(8.3%) 1,001	68.9%
最終処分量	60	4.4%	(▲21.7%) 47	3.2%

# 第6章 施策の展開

## ● 施策の視点

廃棄物問題は、日常の生活や通常の事業活動に起因する廃棄物による環境負荷の拡大などにより生じるものであり、その解決を図っていくためには、私たちのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていくことが必要です。

このため、環境への負荷が少なく、資源を有効に利用する循環型社会の実現を目指して、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民・事業者・行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の視点から施策を推進します。

### 視点1 地球温暖化防止につながる更なる3Rの推進

循環型社会の実現に向けた県民の意識と行動の変革、事業者の自主的取組の拡大、ごみ発電やバイオマス燃料等の廃棄物エネルギーの利用拡大 など

### 視点2 適正処理の徹底

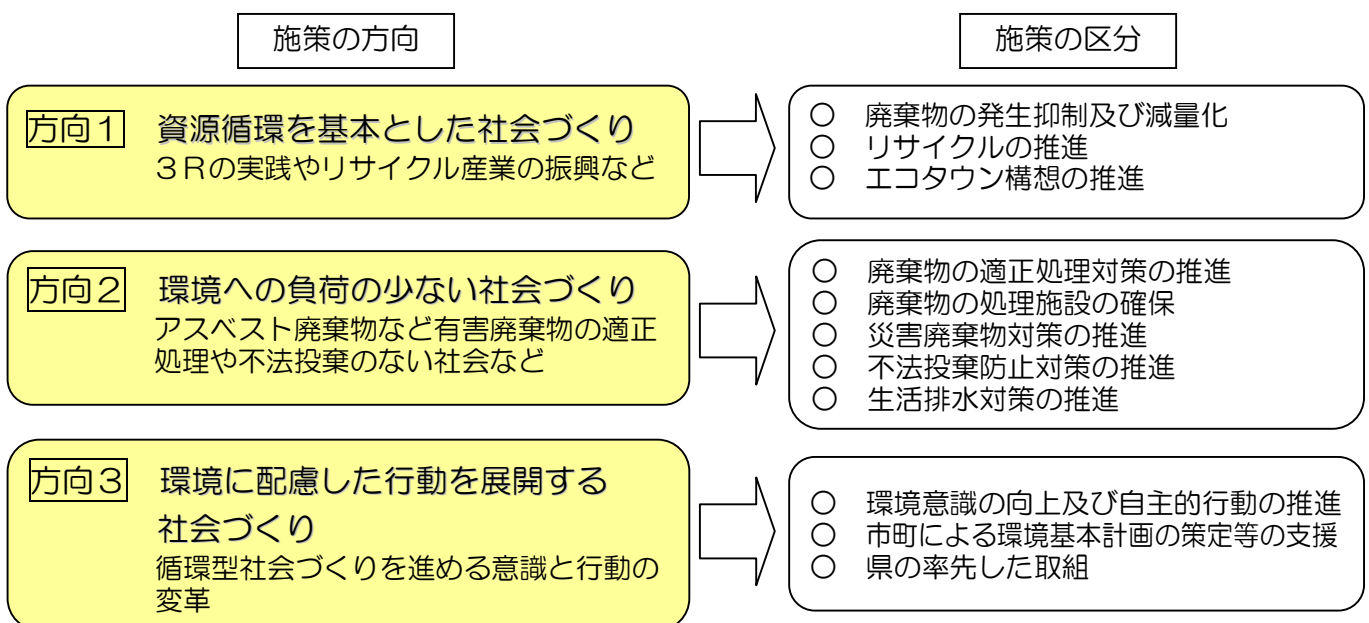
電子マニフェストの普及促進、不法投棄防止対策の強化、公共関与処分場の整備の推進 など

### 視点3 新たな課題への対応

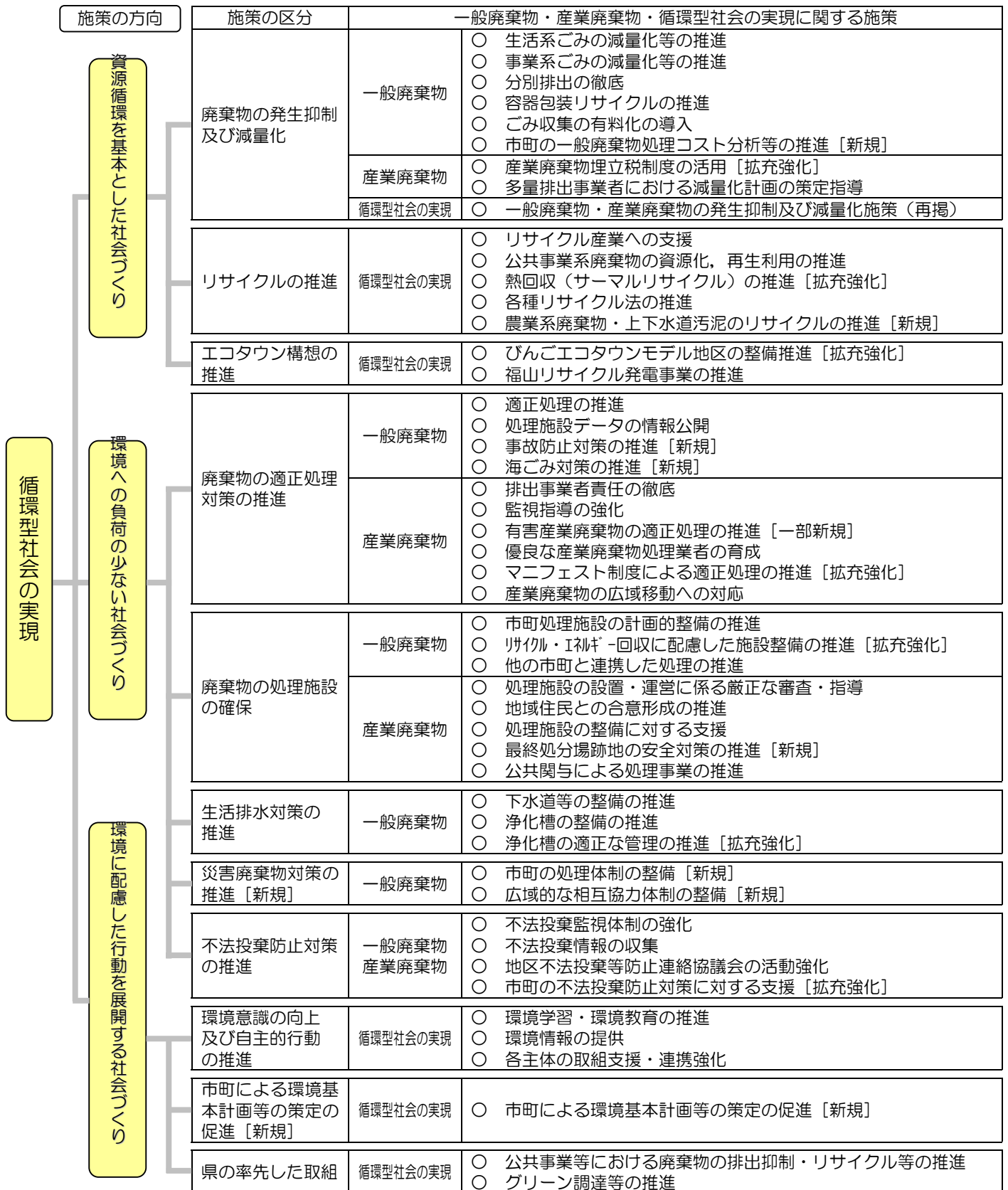
アスベスト廃棄物対策、在宅医療廃棄物対策、災害廃棄物対策 など

## ● 施策の方向

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rと熱回収（サーマルリサイクル）を通じた循環型社会の実現を図るため、次の方向で施策を展開します。



● 施策の体系





# 第7章 計画の推進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

## ● 計画の推進体制及び進行管理

### 【推進体制】

- 一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町との協議・調整を図り、協働して計画を推進します。
- 産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である社団法人広島県産業廃棄物協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。
- 県民や「ひろしま地球環境フォーラム」や「広島県地球温暖化防止活動推進センター」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。
- 計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「地球環境問題対策協議会」や「地球環境対策室」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

### 【進行管理】

- 廃棄物の減量化等の目標については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら、施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。
- 一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査に加え、毎年実施する補完調査により、それぞれ計画達成の度合いの進行管理を行います。
- その他、適正処理などの施策については、常に計画と実情を比較検討し、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

## ● 各主体の役割

### 【県民】

- ごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 地域清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

### 【排出事業者】

- 廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

### 【廃棄物処理業者】

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

### 【市町】

- 住民への情報提供、普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 不法投棄防止対策の実施
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進

### 【県】

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による処理の推進
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進